

◆犯罪被害者等施策の主な経緯（年表）

S49.08	三菱重工ビル爆破事件（犯罪被害給付制度の必要性が議論された）
S55.05	犯罪被害者等給付金支給法公布（S56.01 施行）
H03.10	犯罪被害者等給付制度発足 10 周年記念シンポジウムの開催 （同シンポジウムにおいて被害者の精神的援助の必要性が指摘される）
H07.03	地下鉄サリン事件（被害者が受ける精神的被害の深刻さが広く認識されるようになった）
H08.02	警察庁において「被害者対策要綱」の策定
H08.09	滋賀県警察犯罪被害者対策要綱に基づく犯罪被害者対策の推進
H10.10	滋賀県犯罪被害者支援連絡協議会の設置（事務局：警察県民センター）
H11.04	検察庁における被害者等通知制度の実施
H12.05	刑事訴訟法および検察審査会法の一部を改正する法律公布（H13.06 全面施行） （証人への付添い、遮へい措置の導入。ビデオリンク方式による証人尋問の導入による負担の軽減等。性犯罪の告訴期間の撤廃及び検察審査会への審査申立権者の範囲拡大等。）
H12.05	犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律公布(H12.11 施行) （犯罪被害者等の公判手続きの傍聴に対する裁判長の配慮義務を規定。犯罪被害者等による公判記録の閲覧・謄写を可能とする制度の導入等。）
2.05	児童虐待の防止等に関する法律公布（H12.11 施行）
H12.05	ストーカー行為等の規制等に関する法律公布（H12.11 施行）
H12.06	おうみ犯罪被害者支援センターの設立（H13.10 NPO 法人化）
H12.12	少年法等の一部を改正する法律公布（H13.04 施行） （刑事処分可能年齢の引き下げ、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件で犯行当時 16 歳以上の少年は原則として検察官に送致等）
H13.04	犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律公布 （障害給付金の支給対象の範囲の拡大や重傷病給付金の創設：H13.07 施行） （犯罪被害者等早期援助団体を指定する制度の創設：H14.04 施行）
H13.04	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布（H13.10 施行）
H15.03	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の公布（H15.04 施行） （基本方針に「犯罪被害者や弱者の支援」を基本的方向の 1 つに掲げる）
H16.06	改正DV法公布（H16.12 施行） （保護命令の適用範囲の拡大、被害者の自立支援を国・地方公共団体の責務として明確化し、都道府県に基本計画の策定を義務づけ）
H16.12	犯罪被害者等基本法公布(H17.04 施行)
H17.12	犯罪被害者等基本計画閣議決定（258 施策の公表）
H18.04	犯罪被害給付制度改正 （重傷病給付金の支給要件の緩和・支給対象期間の延長、親族間犯罪における支給制限の緩和）
H18.06	滋賀県犯罪被害者等支援施策連絡会議の設置 （事務局：県民文化生活部県民生活課、情報共有と施策の確認・連携） （平成 19 年 5 月 9 日以降、本支援施策連絡会議を解消して、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり推進本部を庁内組織とした。）
H18.10	日本司法支援センター（法テラス）の業務開始
H18.11	第 1 回犯罪被害者週間（11 月 25 日～12 月 1 日）の実施

H19.04	滋賀県犯罪被害者支援アドバイザーの設置
H19.06	児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律公布（H20.04 施行） （「要保護児童対策地域協議会」の設置を努力義務化）
H19.06	更生保護法公布（H19.12 施行） （保護観察対象者に犯罪被害者等の心情等を伝達する制度、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度を導入）
H19.06	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布 （犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設：H20.12 施行） （犯罪被害者等による損害賠償請求に関し刑事手続き成果の利用制度の創設：H20.12 施行） （刑事裁判手続きにおける犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大等：H19.12 施行）
H19.07	滋賀県犯罪被害者総合窓口の開設（県民活動課内）
H19.10	滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針の策定
H19.11	犯罪被害者等施策推進会議決定 （経済的支援、支援の連携、民間団体援助の3検討会の最終とりまとめ）
H20.04	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布 （法律名の改題：「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」、給付金の引き上げ等：H20.07 施行）
H20.06	少年法の一部改正（少年審判における傍聴制度の創設：H20.12 施行）
H20.10	内閣府モデル事業「命のメッセンジャー派遣事業」の実施（10/17～2月末）
H20.11	犯罪被害者週間「国民のつどい」滋賀大会の開催（11/27）
H21.04	犯罪被害者総合窓口をNPO法人おうみ犯罪被害者支援センターに業務委託（4/1～）
H21.07	NPO法人おうみ犯罪被害者支援センターが犯罪被害者等早期援助団体に指定（7/16）
H22.01	犯罪被害者支援ハンドブック滋賀県版を作成・配布（1/末発行）
H23.03	第2次犯罪被害者等基本計画閣議決定（241 施策の公表）
H24.09	滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワークを構築
H25.07	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正 （国、地方公共団体、関係事業者等の支援等を追加：H25.10 施行）
H25.10 -12	内閣府モデル事業「犯罪被害者等支援に関する大学生等企画運営型広報啓発事業」の実施 （10/26～12/17）
H26.01	内閣府「性犯罪被害者等のための総合支援モデル事業」の募集（H26-H28）
H26.04	性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO の開設 （滋賀県産科婦人科医会、NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター、県警、県の4者連携）
H27.12	第4次男女共同参画基本計画閣議決定
H28.02	犯罪被害者支援ハンドブック滋賀県版を改訂
H28.03	第3次犯罪被害者等基本計画閣議決定予定（261 施策の公表）
H28.04	犯罪被害者等施策を事務移管（内閣府→国家公安委員会へ移管）

※ は滋賀県での出来事

留意事項

- 注1) 本書中の内容および連絡先等は平成27年11月現在のものです。
- 注2) 本書はあくまで犯罪被害者等支援のガイドラインを示したものであり、対応等については被害者等の置かれた立場や様々な状況によっても異なりますので、活用については充分にご注意ください。

滋賀県版 犯罪被害者支援ハンドブック

平成22年(2010年)1月31日発行

平成28年(2016年)2月18日改訂

(編集・発行 事務局)

滋賀県 総合政策部 県民活動生活課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3414 FAX: 077-528-4838

E-mail cd00@pref.shiga.lg.jp

URL <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/anzen/index.html>

※ 掲載写真、掲載記事の無断転載および複製を禁じます。